

令和6年1月4日

お取引様各位

株式会社トヨタレンタリース兵庫

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ (訂正版)

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)導入にあたり、適格請求書発行事業者登録番号のご案内させていただきましたが、国税局からお客様側での「通帳または口座振替依頼書等の保存要否」に関する回答の訂正がありました為、「仕入税額控除のために使用する適格請求書等」及び「税率」に関する記載を訂正いたしましたので、改めてご案内をさせていただきます。

適格請求書発行事業者登録番号 T1-1400-0101-6534

弊社のインボイス及びその交付方法

●リース契約：令和5年10月以降開始のリース契約分

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	「リース契約書」、「リース料支払明細書」のいずれか +「通帳、または銀行が発行した振込金受取書等」
	費用計上	
オペレーティングリース	費用計上	

●リース契約：令和5年9月以前開始のリース契約分

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	計上済みのためインボイス不要
	費用計上	「リース契約書」+「通帳、または銀行が発行した振込 金受取書等」+当案内 ※1
オペレーティングリース	費用計上	

※1：令和元年9月以前リース開始の契約で消費税増税時以降に増税対象とご案内(又は増税に応じて増額しご請求)した契約の消費税率は10%、ご案内や増額しご請求の無かった契約の消費税率は8%(※2)です。

令和元年10月以降リース開始の契約の消費税率は10%(※2)です。

※2：課税対象のみ

ご案内時に送付しました「請求予定表」又は「リース料支払明細書」の保存が必要です。

●リース契約以外：既存の請求書

※レンタカーについては、締請求書または「貸渡料金精算明細書(兼ご請求書)」になります。

※メンテナンスパックB I Zの請求は、トヨタファイナンス引落であっても、締請求書がインボイスとなります。

※2023年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更されることがあります。

※2023年12月27日現在のお客様情報にて作成いたしております。ご契約の終了や内容の変更など、行き違いにて書面が届きました場合はご容赦頂きますようお願い申し上げます。

弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

インボイスに関する問い合わせ先

担当者：生賀(シヨウガ) 電話番号：078-576-6155